

平成 18 年度第 2 回公共事業評価専門委員会意見に対する県の対応について

	専門委員会意見		県の対応について
	項目	意見の内容	
1	調書記載方法について	事業を施行してから、長期間経過すると、社会経済情勢や環境が変化することがあるので、こうした変化を踏まえた、県としての事業施行の考え方についても、記載するよう工夫すること。	情勢の変化などを踏まえ、事業施行の必要性等が明確になるよう努めます。
2	調書記載方法について	事業の自己評価に当たっては、有効性や必要性などの直接的な効果だけではなく、波及効果などを記載し、事業施行による効果を強調するよう工夫すること。	期待される波及効果が明らかなものについては、積極的に記載することとし、事業施行による効果が、より明確になるよう努めます。
3	調書記載方法について	「事業推進上の課題」欄に、「特になし」という記載が多く見られるが、事業施行中に、細かい問題は発生するはずである。こうした問題の経過について、積極的に公開し、県民に事業の実情を理解してもらうことが重要である。	ご指摘のとおり記載し、県民の理解が深まるよう努めます。